

長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手数料（新築の場合）

① 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

（単位：円）

区 分		金 額	
品確法の規定による確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	戸建住宅	12,600	
	共同住宅等	500㎡以内のもの	22,500
		500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	35,500
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	62,400
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	96,200
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	149,900
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内のもの	249,500
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内のもの	319,100
		30,000㎡を超えるもの	362,300
上記の添付がない場合	戸建住宅	45,400	
	共同住宅等	500㎡以内のもの	106,100
		500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	169,500
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	334,400
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	598,500
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	1,028,400
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内のもの	1,902,200
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内のもの	2,717,700
		30,000㎡を超えるもの	3,329,100

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」（建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」）を加算する。

② 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

（単位：円）

区 分		金 額	
品確法の規定による確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	戸建住宅	6,300	
	共同住宅等 (当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計)	500㎡以内のもの	22,500
		500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	35,500
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	62,400
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	96,200
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	149,900
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内のもの	249,500
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内のもの	319,100
		30,000㎡を超えるもの	362,300
上記の添付がない場合	戸建住宅	22,700	
	共同住宅等 (当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計)	500㎡以内のもの	106,100
		500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	169,500
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	334,400
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	598,500
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	1,028,400
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内のもの	1,902,200
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内のもの	2,717,700
		30,000㎡を超えるもの	3,329,100

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」（建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」）を加算する。

③ 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の認定変更申請手数料

1件 3,000円

④ 長期優良住宅建築等計画の認定計画実施者の地位の継承の承認申請手数料

1件 3,000円

⑤ 長期優良住宅建築等計画の区分所有住宅の管理者等が選任された場合の変更認定申請手数料

1件 3,000円

⑥ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料

1件 160,000円

長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手数料 (増改築、建築行為を伴わない既存住宅の場合)

① 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

(単位:円)

区 分		金 額	
品確法の規定による確認書又はその写しの添付がある場合	戸建住宅	18,600	
	共同住宅等	500㎡以内のもの	33,500
		500㎡を超え	54,900
		1,000㎡を超え	91,200
		3,000㎡を超え	146,000
		5,000㎡を超え	222,600
		10,000㎡を超え	377,800
		20,000㎡を超え	478,400
		30,000㎡を超えるもの	543,100
上記の添付がない場合	戸建住宅	67,800	
	共同住宅等	500㎡以内のもの	158,900
		500㎡を超え	253,900
		1,000㎡を超え	501,300
		3,000㎡を超え	897,400
		5,000㎡を超え	1,542,300
		10,000㎡を超え	2,853,000
		20,000㎡を超え	4,076,200
		30,000㎡を超えるもの	4,993,300

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。

② 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

(単位:円)

区 分		金 額	
品確法の規定による確認書又はその写しの添付がある場合	戸建住宅	9,300	
	共同住宅等	500㎡以内のもの	33,500
		500㎡を超え	54,900
		1,000㎡を超え	91,200
		3,000㎡を超え	146,000
		5,000㎡を超え	222,600
		10,000㎡を超え	377,800
		20,000㎡を超え	478,400
		30,000㎡を超えるもの	543,100
上記の添付がない場合	戸建住宅	33,900	
	共同住宅等	500㎡以内のもの	158,900
		500㎡を超え	253,900
		1,000㎡を超え	501,300
		3,000㎡を超え	897,400
		5,000㎡を超え	1,542,300
		10,000㎡を超え	2,853,000
		20,000㎡を超え	4,076,200
		30,000㎡を超えるもの	4,993,300

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。